

公表 保育所等訪問支援事業所における自己評価総括表

○事業所名	一般社団法人 たなごころ 社会福祉法人・心理よろず相談センター		
○保護者評価実施期間	2026年 1月 13日		2026年 3月 2日
○保護者評価有効回答数	(対象者数)	13	(回答者数) 11
○従業者評価実施期間	2026年 1月 13日		2026年 3月 2日
○従業者評価有効回答数	(対象者数)	4	(回答者数) 4
○訪問先施設評価実施期間	2026年 1月 13日		2026年 3月 2日
○訪問先施設評価有効回答数	(対象者数)	8	(回答者数) 6
○事業者向け自己評価表作成日	2026年 3月 2日		○公表日 2026年 3月 31日

○ 分析結果

	事業所の強み(※) だと思われること ※より強化・充実を図ることが期待されること	工夫していることや意識的に行っている取組等	さらに充実を図るための取組等
1	社会福祉士(40年余経験職員)、保育士(20年余経験職員)、学校・臨床心理士(16年~20年余経験職員)教員歴43年(内13年管理職)教師という、職員集団。且つ、学習指導要領・生徒指導要領にも令和4年度から位置づけられた「BPSモデル(国連採択)」の理念・理論に則り「国内法としての「児童福祉法」「障害者総合支援法」「こども基本法」等に則る実践浸透効果が当該事業開始以降、その「果実を得ている」事	当法人事業理念である「あせらず、あわてず、あきらめず」というアドミッションポリシーに則り、オーセンティック評価を礎に常に、実践致している処である。	更なる、時代が求める「ワンストップ」の支援や、クライシス・インターベンションの基、アウトリーチ実践を行いながら、伴走型支援モデル(行動変容ステージモデル)、認知行動療法等を、駆使しながら、職員間にて情報共有・シェアリングを行っていく所存である。
2			
3			

	事業所の弱み(※) だと思われること ※事業所の課題や改善が必要だと思われること	事業所として考えている課題の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な点等
1	※「当該事業」は、本来「通所支援」というよりは「訪問支援」という、他の支援とは別の独立した支援として、その独立性を法的に担保できていない所が、残念ながら阻害要因として存在することに依り、他支援が月齢や学年で完結するが、困りごとを多くかかえられた「お子様」誕生日に依って、お子様を取り巻く、ご家族への支援であり、相当重要な画期的支援であるにも関わらず、そのお子様の誕生日で、終了してしまう事が、支援における相当不十分・不平等を与えてしまう事である。※当該月齢・学年にて4月生誕の子ども達と翌年3月生誕の子ども達とでは、支援を受けられる「上記欄」にも掲げた「各種国際・国内法」の法的判断からしても「格差」を結果、与えてしまう多いなる「欠点」をはらんでいることに他ならない。当該課題は「社会福祉基礎構造改革」の負のスパイラルであること。社会保障制度の見直しは「必要不可欠」である。※「現に47都道府県での差は歴然」です。	※左記の課題は、「社会福祉基礎構造改革」の「負」の賜物であると断言できる。当該エビデンスは、更に、児童発達支援・放課後デイサービス事業の中への「支援」「加算」として、発案されたことに「起因」してしまう。当該課題・事案ともいうべき改正点に、特に「法律移管先」である「こども家庭庁」が、法律改正戴くことを「当事業所」のみならず、全国の同じ「保育所等訪問支援事業」を行われていらしゃる支援事業所として、「同じ思い」があることを、どうか最優先「課題」として、所轄省庁に挑んでいただきたい所存である。(例)北海道や長野県では、既に先駆的に改善実効性を実践に反映実行去れている。当該は、保育所等訪問支援が、「18歳の学年終了」まで、可能な「都道府県が増加傾向を示していることから、格差が同じ国で起こっています。「事業所」ということではなく、まずは、「こども基本法」「児童福祉法理念」に順守された「当該地方行政」の誠意ある判断であります。	※前述左記の課題と同様であるが重ねて、「社会福祉基礎構造改革」の「負」の賜物であると断言できる。当該エビデンスは、更に、児童発達支援・放課後デイサービス事業の中への「支援」「加算」として、発案されたことに「起因」してしまう。当該課題・事案ともいうべき改正点に、特に「法律移管先」である「こども家庭庁」が、法律改正戴くことを「当事業所」のみならず、全国の同じ「保育所等訪問支援事業」を行われていらしゃる支援事業所として、「同じ思い」があることを、どうか最優先「課題」として、所轄省庁に挑んでいただきたい所存である。(例)北海道や長野県では、既に先駆的に改善実効性を実践に反映実行去れている。
2			
3			